

平28福情答申第4号

平成28年8月26日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(住宅都市局建築指導部建築物安全推進課)

福岡市情報公開審査会
会長 田邊 宜克
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例の一部を改正する条例(平成28年福岡市条例第7号)による改正前の福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成27年10月16日付け住安第453号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「特定地番

- (1) 上記空アパートに関する近隣住民からの苦情等申し入れ履歴,
- (2) 上記空アパートに関する「福岡市空き家の倒壊等による被害の防止に関する条例」に基づく調査結果,
- (3) 所有者等に対する指導および回答・対応履歴」の非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「特定地番 (1) 上記空アパートに関する近隣住民からの苦情等申し入れ履歴, (2) 上記空アパートに関する「福岡市空き家の倒壊等による被害の防止に関する条例」に基づく調査結果, (3) 所有者等に対する指導および回答・対応履歴」(以下「本件対象文書」という。)について, 福岡市長(以下「実施機関」という。)が行った3件の非公開決定(以下「本件各決定」という。)は, 別紙に示す部分については, 公開とすることが妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び経過

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は, 平成27年9月16日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件各決定を取り消すよう求めるものである。

2 異議申立ての経過

(1) 平成27年9月2日, 異議申立人は, 実施機関に対し, 福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。)第5条の規定により, 本件対象文書について公開請求を行った。

(2) 平成27年9月11日, 実施機関は, 本件対象文書のうち, 「特定地番(1)上記空アパートに関する近隣住民からの苦情等申し入れ履歴」に係る対象文書(以下「本件対象文書①」という。)については, 条例第10条第1項の規定により存否を明らかにしないで, 条例第11条第2項の規定により非公開決定(以下「非公開決定①」という。)を行った。

また, 「特定地番(2)上記空アパートに関する「福岡市空き家の倒壊等による被害の防止に関する条例」に基づく調査結果」に係る対象文書(以下「本件対象文書②」という。)については, 条例第11条第2項の規定により非公開決定(以下「非公開決定②」という。)を行った。

さらに, 「特定地番(3)所有者等に対する指導および回答・対応履歴」に係る対象文書(以下「本件対象文書③」という。)については, 条例第11条第2項

の規定により非公開決定（以下「非公開決定③」という。）を行った。

実施機関は、本件各決定について、異議申立人にそれぞれ通知した。

(3) 平成27年9月16日、異議申立人は、本件各決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人及び実施機関の主張等の要旨

1 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書、反論意見書及び陳述意見書において、次のように主張している。

(1) 本件各決定について

ア 本件請求に係る空アパート（以下「本件アパート」という。）は、長年「空き家」となっており、壁、窓、屋根が破れ、ブロック塀が倒れかかっている状態である。異議申立人の居住する建物は、本件アパートに隣接しており、本件アパート等が倒壊したり、一部が崩落若しくは強風等で飛散したりすれば、駐輪場や駐車場利用者に直接の人的被害が及ぶ危険性が高く、異議申立人は、本件アパートが危険なまま放置されていることによる直接の利害当事者であり、被害者である。

イ 本件対象文書を請求した理由は、「福岡市空き家の倒壊等による被害の防止に関する条例」（以下「空き家条例」という。）及び「空き家対策特別措置法」（以下「法」という。）に照らして、実施機関が苦情に基づき適切な指導を行い、改善させているかを確認し、「不作為」の有無を明らかにするためである。

ウ 異議申立人は、本件アパートの前所有者及び現所有者に対して、売却前でも早急に暫定的な安全対策を取るよう文書で要請をしていたが、異議申立時点で何の回答も対応もなされておらず、空き家条例第3条に反していることは明らかである。

エ 異議申立人は、実施機関から、本件アパートが空き家条例第3条に違反していないかを「福岡市空き家の倒壊等による被害の防止に関する条例施行規則」第4条に基づき調査をしたこと、及び、平成26年6月に近隣に危険を及ぼす家屋として判定された旨の説明を受けた。

この結果として、実施機関が空き家条例第5条に基づき指導を行っているとも聞いているが、前所有者の時は、立ち入り禁止のバラ線が貼られたり、割れた窓をコンパネでふさいだりするなどの対策が取られたこともあったが、ここ数年は荒れ放題で、結果として指導は何らの成果を挙げていない。

異議申立人は、本件アパートは勧告又は公表対象に相当するのではないかと考えているため、実施機関が苦情を受けて指導を行い、それに従わなかった履歴を確認する必要がある。

オ 実施機関は、本件請求に対して全部非公開決定をしているが、公文書は原則公開とする情報公開の基本理念に反しており、到底納得できない。

実施機関は、非公開の理由に個人情報保護を挙げているが、以下のとおり、全部非公開の根拠とはならないと考える。

(ア) 条例第7条第1号ただし書アについて

本件アパートの所有者の情報は登記簿謄本で公開されている。

(イ) 条例第7条第1号ただし書イについて

本件アパート等の損壊により、隣接建物の居住者の生命、身体、健康、生活もしくは財産を損ねるおそれが大であり、適切な居住環境を保護するために必要としている情報そのものである。

(ウ) 条例第7条第2号ただし書アについて

利害当事者に公開することについては、所有者の権利や競争上の地位、その他正当な利害を害することはない。

(エ) 条例第7条第2号ただし書イについて

苦情の履歴は当該項目には該当せず、一刻も早く改善して欲しいというのは利害当事者の切なる要望である。

(オ) 条例第7条第3号について

公にしないことにより、行政の不作為を放置し、結果として、「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護」を損ねていると考える。

(カ) 条例第7条第4号について

利害当事者にさえ、一切の情報が公開されないとすれば、判定やその後の指導等が密室で行われることになり、透明性や公平性の判断を客観的に

下すことができない。

(キ) 条例第7条第5号について

検査が適切か、調査研究に係る事務に関し、公正なのか、特定空き家の危険にさらされている利害当事者に著しく不利な運用がなされていないか、情報を公開しない限り判断できない。本件決定のごとく、全面非公開とした市の姿勢を見る限り、公平性や透明性が担保されているとは思えない。

(ク) 条例第7条第6号について

当該規定には抵触しない。

カ 実施機関の本件各決定は、情報公開の趣旨である「公文書は基本的に市民のものである」という原理原則が全く理解されていない何よりの証であり、情報公開審査会では、適切な判断を下されるよう念じる。ほぼ全面的な黒塗りにしてでも、できうる限り公開するのが情報公開の大原則であり、全面非公開というのはまずもってあり得ない判断であり、行政のあり方として、はなはだしく誤った姿勢であることを強く訴える。

(2) 非公開決定①について

所有者に関しては、登記簿謄本にて特定できるため、保護の対象には当たらない。苦情に関しては、隣接する建物の住人及び近隣住民又は自治会のものと推定できるが、当該部分を黒塗りとし、その余の部分を公開すればよく、全部を非公開とする理由にはならない。

(3) 非公開決定②について

ア 本件アパートが倒壊寸前であることは、日々自らの目でみている。

イ 売却に当たり、本件アパートは解体前提であり(不動産販売業者に確認済)、建物の評価を損なうものではないから、公文書の公開により、建物に対する評価を下げるという実施機関の指摘は的外れである。

ウ 市の事務事業が適切に遂行されていないのではないかとの懸念から情報公開を請求している者の言い分としては、全面非公開にするあり方からして、ルール of 透明性・公平性が確保されているとは到底理解しがたい。

(4) 非公開決定③について

ア 指導や所有者の回答等の履歴は、実施機関の指導が適切か、勧告や公表に

該当しないのかを利害当事者が判断するために必要な情報である。何らの対策も取られていないことは、隣接建物の居住者全員が日々確認している。所有者が市にどのような回答をしているかつまびらかにできないとしても、実質的に何らの改善もなされていない結果は明白であり、指導が有効に機能していないことは否定しようがない。

イ 危険な建物がどのように判定され、それに対して市がいつどのような指導をし、それに従わなかった場合、勧告から公表というより強い働きかけに進むのか、市民、利害当事者には知る権利がある。

ウ 所有者が改善に応じない場合、市長が緊急的被害防止措置を行うことが可能であるが、それ以前に、勧告や公表に至らない理由を明らかにしなければならない。市には、空き家条例を遵守するだけでなく、法で「特定空家」として判定し、指導、勧告、命令、強制対処を行っていく責任もある。期限を定めて、改善を完了させなければならない。

市が適切に対処しているか否かを確認するための利害当事者からの情報公開請求を全面非公開とする決定は、全く同意できない。

(5) 陳述意見書による補足

ア 本件アパートは、野良猫の繁殖場所と化しており餌やりのトラブルや、異議申立人居住の建物の機械式駐車場で子猫が死亡するトラブル等もあり、困っていた。

イ 本件アパートへの落書きがひどく、異議申立人居住の建物のごみ置き場壁面や機械式駐車場にも落書きの被害が及んでいた。

ウ 本件アパートでは、実際に壁の剥落等、崩落が起きていた。

エ 本件アパート付近は警固断層直上にあり、福岡市公表の揺れ方マップでは、揺れやすさ6.3（震度6強のうち、2番目に激しく揺れる数値）となっており、倒壊の危険性は非常に高かった。

オ 異議申立人居住の管理組合理事長名で、所有者や不動産販売業者に善処を求めてきて、度重なる働きかけで本件アパートの解体に至った。市の対応は満足できるものではなく、法や空き家条例に照らし行政手続が適切だったのか、公平性・透明性が担保されていたのかを確かめるために、一定の情報公開が必要であると考えていることを強く訴える。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成28年4月6日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で決定したものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

廃屋処理関係書類（以下「関係書類」という。）は、実施機関で取り扱っている公文書である。適正な管理がなされていない放置空き家（以下「放置空き家」という。）に係る一連の処理を綴ったものが関係書類であり、今回の公開請求に係る文書もこの中の一案件として該当する。

一般に、関係書類には、放置空き家の指導に係る所有者等の住所・氏名、敷地の地番地名等、所有者等を確認する資料（謄本、住民票等）、写真、周辺からの相談内容、指導内容、指導経過の記録等を記載し編綴している。

(3) 処分庁が本件各決定を行うに至った理由

ア 放置空き家の指導にあたっては、市民や関係機関からの通報や情報提供及びパトロール等により対象建築物等を把握し、現地調査等により指導の有無やその内容の確知を行っている。また、空き家条例に基づき、建物の危険度判定を行い、所有者等に対して措置を行っているところである。

イ 関係書類の公開については、それらが個人情報であること、また、建築指導行政の執行に支障を来たすおそれがあることから、以下の理由で原則非公開としている。

(ア) 条例第7条第1号該当

関係書類は、個人の措置に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。しかも、個人の措置に関する情報は、個人情報のうちで最も知られたくないものに属し、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある（条例第7条第1号）。

また、近隣からの苦情等申し入れ履歴については、当該請求している文書は存在するが非公開とする回答又は当該請求している文書は存在しないという回答をすることによって、個人に対する苦情があったかどうかの

有無が明らかとなり、条例第7条第1号で個人情報等を非公開情報として保護する利益が損なわれるため、原則、存否の回答自体を拒否するものとしている。

(イ) 条例第7条第5号該当

指導対象者は、非公開であることを前提に、福岡市が行政指導を行う上で必要となるさまざまな情報を示すが、公開されることを前提となれば、福岡市から情報が明らかになることをおそれ、十分な情報を示さないこととなり、この結果、適切な指導を行うことができなくなるおそれがある(条例第7条第5号)

空き家条例に基づく調査結果等、行政指導の内容を公開すると、福岡市の空き家所有者に対する調査・是正指示・指導等の経過及び内容が詳細に分かることとなり、福岡市が行う是正指導の傾向を把握できることになるため、他の空き家の放置を助長する等、是正指導事務の公正かつ適切な執行に支障を及ぼすおそれがある(条例第7条第5号)

空き家条例第7条において、指導・勧告に従わない場合は、住所や氏名、空き家の所在地、空き家の状況等を公表することとなっているが、すべての関係書類を公開することとなると、空き家条例に基づく手続きに反した内容となり、建築行政指導の執行に支障を来すことになる。

ウ 異議申立人から、本件各決定について、条例第7条第1号ただし書イの内容を無視した決定である旨の主張があるが、当該規定は、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、財産等の利益とこれを公にしないことによる個人の権利利益を比較衡量し、前者の利益が後者のそれを上回る時には、これを公開しなければならないものと理解している。

しかし、当該建物については、現在すでに解体による是正が行われており、条例第7条第1号ただし書イに該当しないものである。

第4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

実施機関の説明によれば、一般に、市民から通報、要望、苦情等(以下「市民

からの通報等」という。)があつて実施機関が対応した廃屋(放置空き家も含む。以下同じ。)及び実施機関が独自に対応を要すると判断して対応した廃屋については、ファイルに編綴した関係書類が存在し、本件公開請求に係る本件アパートに関する文書も、当該関係書類に編綴されているとのことである。

当該関係書類に編綴されている書類のうち、当審査会で本件対象文書①から本件対象文書③に係る又は該当すると判断した2つの様式について、まず、言及する。

(1) 廃屋指導・相談カードについて

当審査会が関係書類を見分したところ、一般に、実施機関は、内部規定である「廃屋に対する指導指針」によって作成すべきとしている「廃屋指導・相談カード 指導状況(様式2-2)」(以下「廃屋指導・相談カード」という。)に、市民からの通報等及びその対応並びに実施機関が空き家条例第6条に規定する所有者等(所有者(遺産分割を了していない空き家の共同相続人を含む。))及び管理者。以下「所有者等」という。なお、空き家条例は、平成26年4月1日から施行されていることから、当該日以前の事案については、空き家条例の所有者等に相当する所有者等をいう。以下同じ。)へ行った指導内容等を、時系列に沿って記録していることが認められた。

よつて、当審査会としては、本件アパートに対する市民からの通報等がなされ、廃屋指導・相談カードにその旨が記載されていれば、廃屋指導・相談カードが本件対象文書①となり得ると思料し、また、本件アパートの所有者等に対する指導等を記載した文書が存在すれば、やはり、廃屋指導・相談カードが本件対象文書③となり得ると思料する。

(2) 判定票について

当審査会において、本件アパートに関する空き家条例に基づく調査結果として実施機関に特定されている本件対象文書②を見分したところ、実施機関は、内部規定である「放置空き家の指導業務要領」によって作成すべきとしている「空き家の危険度判定票(様式3)」(以下「判定票」という。当該判定票に添付されている写真及び写真の説明文を示した資料(以下「判定票添付資料」という。))を含む。)を、本件対象文書②として特定していることが確認できた。

判定票は、「調査日時」、「調査者」、「建築物所在地」、「建築物用途」、「階数」、「構造形式」、「前面道路幅員」、「前面道路用途」、「建築物の判定」、「周辺への影響度判定」、「総合判定」、「所見欄」、「判定基準について」の項目で構成されており、判定票添付資料は、本件アパートに係る「写真」及び判定に際しての説明文で構成されていることが認められた。

以上のことを踏まえると、当審査会は、本件対象文書②についての実施機関の特定は妥当であると判断する。

2 本件各決定の妥当性の判断に当たって

上記1で記載したとおり、1つの「廃屋指導・相談カード」に市民からの通報等も、所有者等に対する指導等も記載されるということから、当審査会が非公開決定①又は非公開決定③の妥当性を判断するに際し、本件対象文書①と本件対象文書③の関係性を考慮せざるを得ない。

以下、本件対象文書①に係る非公開決定①及び本件対象文書③に係る非公開決定③の妥当性を判断した上で、本件非公開決定②の妥当性を判断していく。

3 非公開決定①について

(1) 条例第10条第1項（存否応答拒否決定）について

ア 条例第10条第1項は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。当該規定は、当該公文書は存在するが非公開とする回答又は当該公文書は存在しないとする回答によって、非公開とすべき情報についての事実が明らかとなり、本来ならば非公開とすることによって保護される利益が害される場合等には当該公開請求を拒否することができるとするものである。

イ 本件においては、前記1、(1)で記述したとおり、本件アパートに関する市民からの通報等がなされていた場合には、当該廃屋指導・相談カードが本件対象文書①に相当する文書であると思料する。

したがって、本件存否応答拒否の検証においては、本件請求に関して廃屋指導・相談カードを実施機関が保有しているか否かを明らかにした場合に、これにより非公開とすべき事実が明らかになるものか否かを判断する必要が

ある。

(2) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書アからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

このうち、第1号ただし書アは、個人に関する情報であっても「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は例外的に公開することを規定しているが、この「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいうものである。

次に、同号ただし書イの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。

また、同号ただし書ウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。

(3) 第1号該当性について

ア 特定人の所有する建物に対する苦情等の履歴については、苦情を受けた者（又は苦情を申し入れた者）の個人情報（第1号本文に規定する個人情報）に該当することは明らかである。

イ 一般に、関係文書が存在しているとしても、特定人の所有する建物に対する苦情等がなされたとは限らないが、特定の廃屋相談・指導カードに苦情等が記載されている事実を明らかにするとなれば、そのことから、特定人の所有する建物に対する苦情等がなされたということが容易に推察されるため、

本件対象文書①に関しても、その存否の情報自体が本件アパートの所有者に係る個人情報ということができる。

ウ しかしながら、異議申立人は、本件アパートの所有者の情報は登記簿謄本で公開されていることから第1号ただし書アには該当すること、また、本件アパート等の損壊により、隣接建物の居住者の生命、身体、健康、生活もしくは財産を損ねるおそれが大きく、適切な居住環境を保護するために必要としている情報そのものであることから、第1号ただし書イに該当するから公開すべきである旨主張しているので、以下、第1号ただし書ア及びイ該当性について、判断することとする。

(ア) 第1号ただし書ア該当性

まず、一般的に、登記簿謄本に記載されている所有者については、第1号ただし書アに規定する法令等の規定により公にされている情報であるため公開すべき情報であり、当該情報は実施機関も通常公開していることが認められた。

しかし、本件のような放置空き家の現在の所有者に関しては、登記簿謄本に記載されていた所有者が死亡する等の理由により現在の所有者と一致しているとは限らないこと、また、実施機関が放置空き家に関する指導を行う者は、空き家条例第6条に規定された所有者等となっているが、これらの者は、第1号ただし書アでいう法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないものである。

(イ) 第1号ただし書イ該当性

第1号ただし書イの規定は、当該個人情報の存否の応答ないし公開をすることによって、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回ると判断されるような場合に限られると解される。

確かに、異議申立人が主張するとおり、本件アパートの老朽化により、外壁が破損する等、様々な問題が生じていたことは、提出された各書類から認められるが、当審査会としては、本件事案においては、特定人の所有する建物に対する苦情等がなされた事実の存否を明らかにしないで

非公開とすることによる特定人の個人の権利利益よりも異議申立人の主張する権利の保護の必要性が上回る事情までは認められないと判断する。
エ 以上のとおり、本件においては、第1号ただし書ア又はイ該当性は認められなかった。

(4) 小括

以上のとおり、特定人が所有する建築物に係る苦情等に関する情報は、その存否を明らかにすることで、特定人が所有する建築物に係る苦情等を受けたか否かが明らかになり、その存否自体が非公開情報に該当するものと認められる。

よって、実施機関が条例第10条第1項に該当するとして存否応答拒否を行った本件決定は妥当である。

4 非公開決定③について

(1) 本件対象文書③について

実施機関の説明によれば、一般に、廃屋（放置空き家も含む）に対する指導を行った場合は、上記本件対象文書①と同様に、指導指針によって作成すべきとしている「廃屋指導・相談カード」に、時系列を追って必要な情報を記録し、関係書類に編綴しているとのことであり、当審査会においても、当該廃屋指導・相談カードが、本件対象文書③に相当する文書であると判断する。

(2) 第1号該当性について

ア 実施機関は、本件対象文書③については、第1号の非公開情報に当たるもので、個人の措置に関する情報であるから、公開すると特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある旨主張する。

イ 本件アパート等の所有者等に対する実施機関からの指導内容、当該所有者等の対応等については、当該所有者等に係る個人情報であり、第1号に該当するものと認められる。

また、本件対象文書③については、第1号ただし書アでいう法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、前述3、(3)、ウ、(イ)のとおり、本件事案においては、本件対象文書の存否を明らかにしないことによる特定人の個人の権利利益よりも異議申立人の主張する権利の保護の必要性が上回る事情は認められず、第

1号ただし書イについても該当しないと判断せざるを得ない。

加えて、空き家条例第7条第2項の趣旨からしても、何人にも同様の情報を公開する情報公開請求によって、本件対象文書③を公開することまでは予定されていないと言わざるを得ない。

ウ しかしながら、異議申立人の主張のとおり、第1号本文には、公文書に非公開情報が記録されている場合を除き、公文書を公開しなければならないという公文書の原則公開の考え方が規定されていることから、部分公開が可能かどうかを検討する。

(ア) まず、前述したとおり、仮に、本件アパートに係る市民からの通報等が記載された文書が存在すれば、本件対象文書①と本件対象文書③は同一の廃屋指導・相談カードに併記されていることとなるため、本件において、当該カードの記載内容としては、次の2つのパターンが考えられる。

A 特定人の所有する建物に対する苦情等の履歴と、所有者等に対する実施機関からの指導内容、当該所有者等の対応等が混在して記載されている。

B 実施機関からの指導内容及び当該所有者等の対応等又は実施機関からの指導内容のみが記載されている。

(イ) しかしながら、上記(ア)のA又はBを答えることで、やはり、特定人の所有する建物に対する苦情等の履歴が存在するか否かを答えることとなる。

(ウ) よって、特定人の所有する建物に対する市民からの通報等に関する記載がなされている可能性がある本件廃屋相談・指導カードについては、全部を非公開とすることにやむを得ない事情が認められ、本件においては、部分公開をすることも適当ではない。

エ したがって、当審査会としては、実施機関が、本件対象文書③について、第1号本文に該当するとしてその全部を非公開とした判断は妥当であると言わざるを得ない。

5 非公開決定②について

最後に、実施機関が条例第7条第1号及び第5号により全部非公開とした非公開決定②について検討する。

(1) 本件対象文書②の特定について

第4, 1, (2)で言及したとおり, 実施機関が判定票を本件対象文書②として特定したことは妥当であると認められる。

(2) 条例第7条第5号について

条例第7条第5号(以下「第5号」という。)は, 市の機関等が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開情報として規定している。

そして, 「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは, 事務事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果, 公にすることによる利益との公益性を考慮してもなお, 当該事務事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のものをいう。

(3) 第1号及び第5号該当性について

ア 実施機関は, 一般論として, 関係書類は個人の措置に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであること, しかも個人の措置に関する情報は, 個人情報のうちで最も知られたくないものに属し, 公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるから, 第1号の非公開情報に当たる旨を主張する。

そして, 本件に関しては, 本件対象文書②を公開すると, 本件アパートに対する評価内容を公表することとなり, 個人の権利利益を害するおそれがあるとともに, 市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨主張する。具体的には, 福岡市の空き家所有者に対する調査及び内容が詳細に分かることとなり, 福岡市が行う是正指導の傾向を把握できることになるため, 他の空き家放置を助長する等, 是正指導事務の公正かつ適切な執行に支障を及ぼすおそれがあり, 第5号に該当すると主張している。

イ 以下, 実施機関が非公開とした部分の個別判断を行う。

(ア) 判定票の構成項目のうち, 「建築物所在地」, 「建築物用途」, 「階数」, 「構造形式」, 「前面道路幅員」, 「前面道路用途」については, 登記簿謄本及び現況から確認できることから, 第1号ただし書アに規定する, 「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ, 又は公にすることが予定されている情報」に該当するため, 公開とすることが妥当

であると判断する。

(イ) また、「調査日時」及び「調査者」については、第1号ただし書ウに規定する公務員等の職務の遂行に係る情報に該当するため、公開とすることが妥当であると判断する。

(ウ) さらに、「建築物の判定」の「判定」の欄を除く部分、「周辺への影響度判定」の「判定」の欄を除く部分、「総合判定」の右欄を除く部分、所見欄の枠内を除く部分、「判定基準について」の部分については、空き家条例の施行に関し必要な事項を定めた福岡市空き家の倒壊等による被害の防止に関する条例施行規則（平成26年福岡市規則第24号）第4条及び別表1から別表3までで規定している内容と一致する内容の記載であると認められる。

よって、当審査会としては、当該部分についても、第1号ただし書アに規定する「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するため、公開とすることが妥当であると判断する。

しかしながら、「建築物の判定」の「判定」の欄、「周辺への影響度判定」の「判定」の欄、総合判定の右欄、所見欄の枠内部分、判定票添付資料の見出し以外の部分については第1号の個人情報に該当すること、及び空き家条例第7条第2項において勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときに限り、空き家の状況等を公表することができる旨を定めていることからすると、第1号及び第5号に該当するとして非公開情報と判断した実施機関の判断は妥当であると判断するものである。

ウ なお、実施機関は、弁明意見書において、本件空き家が既に解体していることを理由に挙げ、第1号ただし書イに該当しない旨主張しているが、本件請求日時点において、本件空き家は存在しており、当該実施機関の主張は失当である。

6 実施機関への要望

異議申立人自身が名前等を名乗り、苦情等の申し入れを実施機関に行っている場合、実施機関は、自己に関する個人情報の開示請求として、保有個人情報開

示請求を行うことにより、苦情を申し入れた内容等については、別途開示・非開示の判断がなされる可能性があることを教示するよう努めることを要望する。

以上により、本件各決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年10月16日	実施機関が審査会に諮問
平成28年2月26日	実施機関が弁明意見書を提出
平成28年3月7日	異議申立人が反論意見書を提出
平成28年4月6日（1部会）	実施機関より意見聴取，審議
平成28年4月27日	異議申立人が陳述意見書を提出
平成28年5月18日（1部会）	審議
平成28年6月8日（1部会）	審議
平成28年7月6日（1部会）	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜克，石森久広，五十川直行，馬場明子

別紙

対象公文書名	公開すべき部分
判定票	①様式部分 ②以下の項目部分 <ul style="list-style-type: none"> ・「調査日時」 ・「調査者」 ・「建築物所在地」 ・「建築物用途」 ・「階数」 ・「構造形式」 ・「前面道路幅員」 ・「前面道路用途」 ・「建築物の判定」の「判定」の欄を除く部分 ・「周辺への影響度判定」の「判定」の欄を除く部分 ・「総合判定」の右欄を除く部分 ・所見欄の枠内を除く部分 ・「判定基準について」の部分
判定票添付資料	様式部分